

2023.11.4 沖縄県若年性認知症支援推進事業 一般講演会

「新オレンジサポート室について・ 沖縄県若年性**認**知症ヤングケアラー支援 について」

特定医療法人アガペ会
新オレンジサポート室

沖縄県若年性認知症支援コーディネーター (看護師) 安次富 麻紀

沖縄県若年性認知症相談窓口 新オレンジサポート室（沖縄全域対応）

設置場所：沖縄県宜野湾市

相談時間：月～金 9：00～17：00

（新規相談：10：00～15：00）

相談方法：電話・メール・来所・訪問

※予約制で相談対応

若年性認知症支援コーディネーター 1名（常勤・専従）



●新オレンジプラン基本的考え方

- ・高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備軍。高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加
- ・2012（平成24）年462万人（約7人に1人）⇒2025（令和7）年約700万人（約5人に1人）
- ・認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。



認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続ける事が出来る社会の実現を目指す。

- ・厚生労働省が関係府省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同して策定
- ・策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

七つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

65歳以下で発症
した認知症の方
の支援をします。

若年性認知症支援コーディネーター

- ◆ 若年性認知症の人のニーズにあった関係機関やサービス担当者との調整役
- ◆ 本人が自分らしい生活を継続できるよう
本人の生活に応じた総合的なコーディネートを行う

新オレンジプラン →
③若年性認知症施策の強化
コーディネーター設置へ

- ◆ 各都道府県に1名以上配置
- ◆ 認知症が疑われる時期から相談可能


若年性認知症の人の
支援に特化

「ワンストップ相談窓口」「ネットワーク会議」
開催

相談窓口
制度等の
情報提供

・電話 ・メール
・来所 ・訪問

連携体制
の構築

・関係機関へ繋ぎ、
他職種連携での
支援を構築

認知症の
知識の
普及・啓発

支援者研修会や
講演会の開催

- ・全国における若年性認知症者数は
3.57万人と推計
- ・18～64歳人口における
人口10万人当たり
若年性認知症者数は50.9人。

※1人1人症状も違い、課題も違います。個別の支援を展開します。



Obu Center for Dementia Care Research and Practices

若年性認知症の特徴（高齢の認知症と異なる点）

※「**進行が早く、経過が急速である**」と

されているが、客観的なデータはなく、必ずしもそうとは限らない。
人によってさまざま。早期に発見できれば、適切な治療や対応ができることは他の疾患や高齢者の認知症と同じである。

- ・発症年齢が若い・・・発症年齢は平均54.4歳
- ・男性に多い
- ・異常であることには気がつくが、認知症と思わず受診が遅れる
- ・初発症状が認知症に特有ではなく、診断しにくい
- ・経過が急速である、B P S Dが目立つと考えられている
- ・経済的な問題が多い
- ・主介護者が配偶者である場合が多い
- ・親の介護と重なり、複数介護となることがある。
- ・子どもの教育・結婚など、家庭内での課題が多い

※本人の周りの環境が
落ち着いていれば進行は緩やか

→ 専門医に繋がるまで、
色々な科を転々と受診する
期間が長いことも多い

<複数介護>

- ・配偶者の介護
- ・両親の介護
- ・子育て
- ・孫の育児支援

ヤングケアラー

高齢者の支援にはない

経済的支援

就労支援

こどもの支援

3つの支援が必要！！

若年性認知症支援コーディネーターの主な役割

1 相談窓口

- ・ 本人や家族との悩みの共有
- ・ 受診同行を含む受診勧奨
- ・ 利用できる制度・サービスの紹介や
 手続支援
- ・ 本人・家族が交流できる居場所づくり



2 支援ネットワークづくり

- ・ ワンストップの相談窓口の役割を
 果たすためのネットワーク構築
- ・ ネットワークにおける情報共有、
 ケース会議の開催、普及・啓発 等

3 地域や関係機関に対する若年性認知症に係る正しい知識の普及

- ・ 支援者・関係者向けの研修会の開催
- ・ 企業や福祉施設等の理解を促進する
 為のパンフレット作成 等

4 意見交換会等を通じた若年性認知症の人のニーズ把握

5 就労や社会参加活動に係る支援

- ・ 産業医や事業主に対する若年性認知症の
 人の特性や就労についての周知
- ・ 企業における就業上の措置等の適切な実
 施など治療と仕事の両立支援の取組み促進
- ・ 若年性認知症の人がハローワークによる
 支援等が利用可能であることの周知 等

若年性認知症支援コーディネーターの基本的な支援の流れと役割

相談者

本人

家族

関係機関 ●

●関係機関とは

- ・医療関係者（医師、相談員等）
- ・企業（人事課、上司等）
- ・障害福祉、福祉的事業所等
- ・介護保険事業所（ケアマネ、相談事業所等）

※繋げるタイミングで支援連携シートを作成して本人・家族の確認の元、支援者にお渡ししています

若年性認知症支援コーディネーター

- ・初回電話対応
- ・面談（説明と主旨把握）
- ・支援計画
- ・連携（関係機関への電話相談・連携依頼）
- ・関係機関への繋ぎ
- ・再評価
- ・アフターフォロー

※ 終了目安は介護保険サービスの安定した利用であるが、介護保険に限らず、安定したい場所が構築された場合、一旦区切り、後方支援で経過を追う

●関係機関とは

- ・医療
- ・経済保障（行政・手続き）
- ・就労
- ・障害福祉サービス
- ・介護保険

地域の支援（居住区）

主担当：
地域包括支援センター等

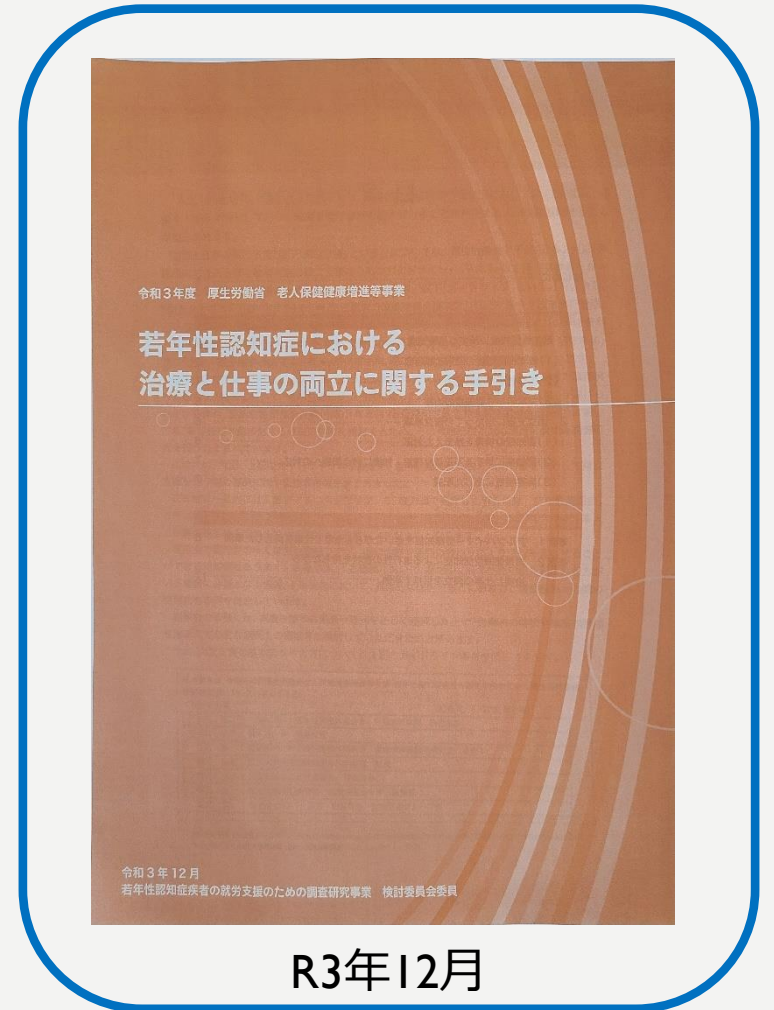
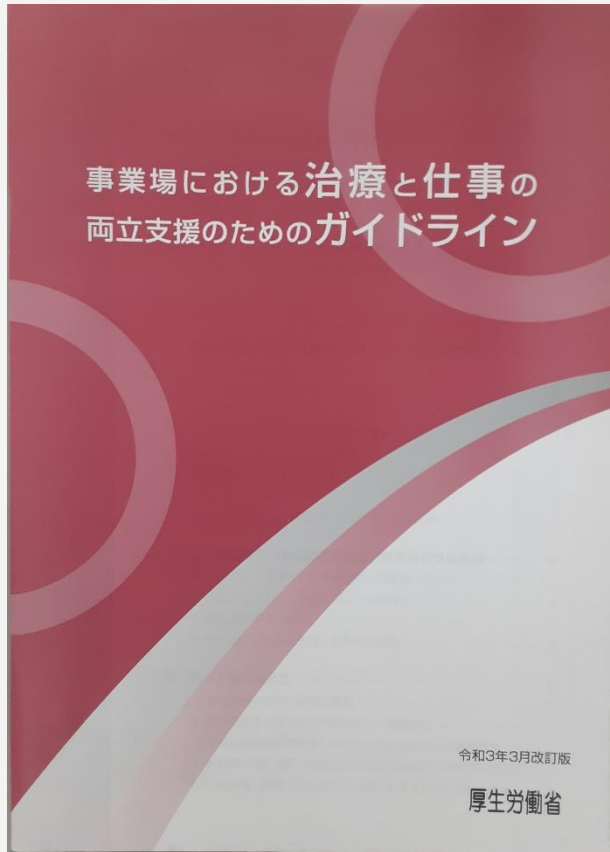
- ・連携 ・協業
- ・情報共有
- ・社会資源の検討

【相談・連携を通して目指すべきところ】

混乱期を一人で過ごさず、早期に自身の進路を模索し、自分らしい生活に入る（いきなり介護保険ではなく、サポートを受けながらそのまま在職→段階的に福祉的就労や地域の活動、ボランティア等で社会参加を継続し、後々介護保険への移行というソフトランディングを目指す）
そのためには地域とともに居場所づくりを検討し、サービスの拡充と充実にも働きかけていく

（沖縄県若年性認知症支援推進事業）

事業場における治療と仕事の 両立支援ガイドライン



若年性認知症の人の支援

※症状に合わせてソフトランディング
(居場所の変更を緩やかに行なう)

若年性認知症の症状の進行度

若年性認知症になっても
可能な限り働き続けたい

企業等で就労

企業の理解促進・職場環境の整備・
地域障害者職業センター等との連
携・障害者枠での就労の検討等

障害福祉サービスによる
福祉的就労（A型・B型）

事業所の理解促進、障害
者相談支援事業所等との
連携、介護保険サービス
との併用の検討等

症状が進行して働けなくなっても
自分の居場所があり、
社会とのつながりを持ち続けたい

本人ミーティングの開催、認
知症カフェ、本人交流会
社会参加活動の場などの創出

介護保険サービスによる
支援

居場所づくり・社会参加

（介護保険サービス：通所介護等、認知症カフェ、当事者・家族の会等）

支援連携の必要な窓口

・相談 → アセスメント → 必要な窓口

若年性認知症カフェ
・仲間に繋ぐ
・ピアカウンセリング

*雇用継続のための相談
*職業生活相談等

ジョブコーチの派遣による
雇用継続支援

・地域の身近な相談窓口
(本人・家族)
・見守り
・地域の居場所紹介
・SOSネットワーク登録
・介護保険の申請
・ケアマネージャー探し

*勤務先との相談・調整
必要に応じて配置換え
*障害者雇用の対応

↓
退職

子どもの学校のこと

自動車運転免許・SOS保護

- ①相談業務
 - ②当事者と家族の集い
 - ③支援者研修・一般講演会
- *連携機関とのネットワーク会議

若年性認知症
ワンストップの相談窓口

※家族の手続きが
難しい場合は同行支援

※経済的支援
障害年金申請(年金事務所同行・
資料作成支援)

若年性認知症支援
コーディネーター

*受診・精査・確定診
断
*定期的通院・治療
*各種申請診断書記載

医療機関

*自立支援医療・
精神福祉手帳申請
*福祉的就労
(障害認定調査)
*移動支援事業

障害福祉
サービス

就労支援
事業所

障害福祉サービスと
介護保険の併用

*相談支援員決定・
就労支援事業所(見学・体験)
*就労モニタリング会議参加・評価
*認知症について勉強会

ハローワーク

障害者職業・生活支援
センター

地域障害者職業
センター

地域包括支援
センター

行政機関

*障害福祉課
*介護保険課
*年金課
*生活保護課
*児童家庭課・保育課

介護保険申請・認定調査

介護保険
サービス

本人・家族
のケア

若年性認知症自立支援
ネットワーク

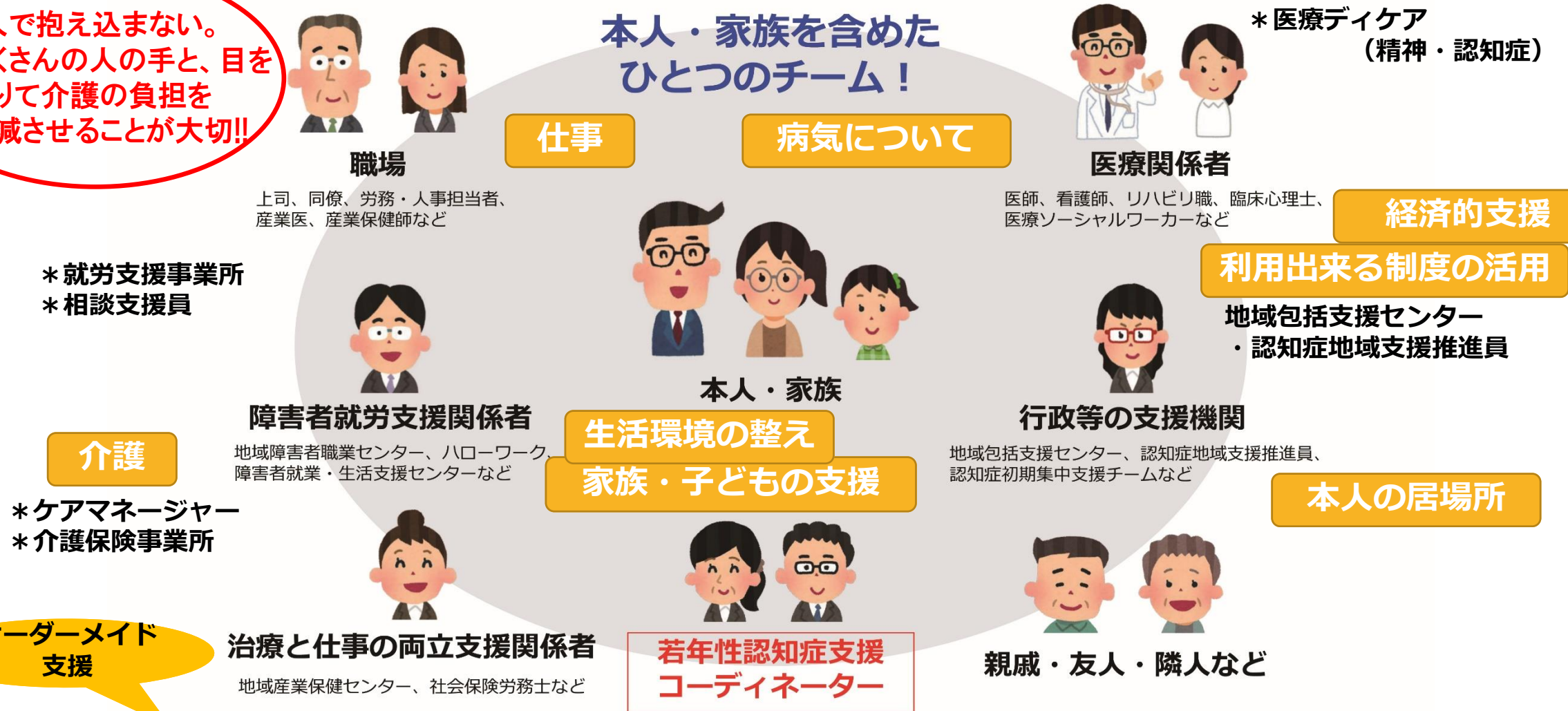
本人家族の悩み・不安・健康
面の不安
・日常生活支援
・職場復帰
・財産の管理

相談

※チームで支援する（多職種支援連携が必要）

若年性認知症の人を支える人々

1人で抱え込まない。
たくさんの人の手と、目を
借りて介護の負担を
軽減させることが大切!!



※本人のニーズによって連携機関も異なります。



Obu Center for Dementia Care Research and Practices

沖縄県の現在のサポート状況

- ・ **沖縄県のヤングケアラー調査** → ヤングケアラーと思われる子ども およそ7,450人
(R4年9月～10月 県内小学校5年生～高校3年生対象13万6,000人にアンケート)

→ **調査の結果は沖縄県のホームページから確認する事が可能。**

ヤングケアラーやその保護者からSNS上で相談を受ける窓口を開設
本日、会場にもチラシ設置しております。

- ・ **令和5年度 沖縄県内市町村ヤングケアラー担当窓口一覧**
(県のホームページから確認出来ます)

★ ★ ★ 最新情報案内 ★ ★ ★

“はいさい!”

ヤングケアラー ゆんたくサロン

キックオフイベント開催!

2023.11.27月
▶13:30-16:00 (受付 13:00~)

お申込みは
こちらから!



沖縄県のヤングケアラー調査の結果をもとに、様々な形で県内のヤングケアラー支援に関する取り組みが行われています。ヤングケアラーについて知り、一緒に考えませんか?

会場 沖縄県立図書館(3階ホール): 旭橋駅・那覇バスターミナル直結
※駐車場は有料です。公共交通機関をご利用ください。

対象 ヤングケアラーに関心がある全ての人

定員 100名 **料金** 参加無料

今後の**オンラインサロン**に関する情報もお届け!

パネラーを務める皆様のご紹介

沖縄県 青少年・子ども家庭課 ヤングケアラーの現状や沖縄県の取り組みを紹介

パネルディスカッション
~ヤングケアラーの体験を交え~

みんなで考えよう!「私たちができること」
会場の皆さんから意見を募り、パネラーでディスカッション!

主催: 沖縄県 青少年・子ども家庭課 **運営:** 一般社団法人ヤングケアラー協会
お問い合わせ (担当: 小林): ☎080-6586-1799 / ✉ayuna.kobayashi@youngcarerjapan.com

大切にしたい、あなたの今と未来

ヤングケアラーとは?
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることをいいます。

障がいや病気のある家族のために
ヤングケアラーが日常的にしていること

責任や負担の重さにより
ヤングケアラーが諦めてしまっていること

家族を支えるために労働をしている	幼い兄弟の世話をしている	重い物・料理・洗濯などの家事をしている	勉強や受験、進学	部活などの課外授業	自分のための時間を持つこと
身体的なケアをしている(洗濯、食事、トイレの介助など)	精神的なケアをしている(話し相手になる、愚痴を聞くなど)	通訳をしている	友達と数珠繋ぎに遊ぶこと	子どもらしく自由に遊ぶこと	理解されること、気軽に相談すること

SUPPORT LINE
一人では悩まず気軽に相談しよう!

沖縄県ヤングケアラーチャンネル
友だち登録受付中!

LINEの友だち登録はこちら >>>



LINEでできること

- 家族のお世話の悩み
- 誰にも話せない家族のこと
- 家族のお世話による友だちとの悩み
- 将来の悩み
- 進学や就職に関する悩み

運営: ヤングケアラー協会

早期発見・早期治療の重要性 ①

・ 治る認知症を見逃さない

認知症は一定の症状を示す病気のグループを指します。その中には、正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫など、早期に治療すれば治るものもあります。これらの疾患を放置すれば認知症の症状が改善しない事あるため早期発見・早期治療が重要。

・ 進行予防は早期治療から

アルツハイマー型認知症は服薬により症状の進行を遅らせる、血管性認知症の場合は高血圧の治療・脳血流の改善薬を用いることによって脳梗塞、脳出血の再発を防ぐ事が重要。アルコール性認知症の場合は原因のアルコールを飲まないこと、断酒の治療・栄養改善の治療。糖尿病、高脂血症、高血圧など他の疾患の悪化による認知症状も悪化します。

・ 制度利用は初診日が重要

利用できる制度には初診日が関係してきます。精神障害者保健福祉手帳は初診日から6ヶ月以上経過してから、障害年金は障害認定日が初診日から1年6ヶ月を経過した日となります。さらに就労している間に発症し、精神障害者保健福祉手帳を取得していれば、離職した際に雇用保険の給付日数が付加されます。若年性認知症の場合、就労している間に発症することが少なくありませんから、できるだけ早く診断を受けることによって、諸制度を早く利用することができます。

※退職を慌てて判断せず、在職中に、医療機関受診をすることが大切！

早期発見・早期治療の重要性 ②

- ・ 症状が軽い間に生活の工夫が可能

症状が軽い間であれば、自分で工夫して生活することができます（後のスライドで紹介）。

- ・ 将来の計画を立てる

初期に診断を受けることによって、仕事上の整理、引き継ぎ、家の片付けなどを行うことができます。又、認知症の本人が、症状が軽い間に、判断能力が低下したときにどのように自分の意思を尊重されたいか、支援してほしいかを決めて、周りの人に伝えておくことができます。財産の分与や、介護・医療への希望、後見人に誰を選ぶのかなどを決めることによって、自分の意思に沿った生活の計画を立てることができます。

「認知症」の事を「認知」と、 使っていませんか？



「認知」とは…何かを認識・理解する、ある事柄をはっきりと認めることを指します。

(言葉の使い方:例)

法律上の婚姻関係によらず生まれた子を、その父親または母親が自分の子だと認める行為。

※「認知症」を表現する言葉として「認知」は適切ではありません。



全国で、若年性認知症のご本人が、自分の気持を発信する時代でもあり、オンライン研修会も増えています。

実は…認知症支援・介護に携わる専門職の方がこの表現をしている事が多く、当事者の方から物議を醸す声が出ています。

「ご静聴ありがとうございました」

